# 新型コロナウイルス関連情報(5月7日)

○各州等における新型コロナウイルスに関する措置及び感染者数等をお知らせします。

## 【州政府等による措置等のポイント】

(ニューヨーク州) クオモ知事のメッセージ (5月3日~5月7日)

・5月5日、5月19日より、大規模な屋外会場にはワクチン接種完了者用の区画を新設し、 収容人数を増やすことを発表

https://www.governor.ny.gov/news/video-audio-photos-rush-transcript-governor-cuomo-announces-large-scale-outdoor-venue-capacity

・5月5日、9月14日より、ブロードウェイでの公演再開が認められると発表。チケットも収容率100%で販売を開始。

https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-broadway-fully-reopen-its-doors-september

・5月4日、コーネル大学との提携による公衆衛生に関する無料のオンライントレーニング が利用可能になった。

https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-free-citizen-public-health-training-program-opens-wednesday-may-5

- ・5月3日、5月17日より、ニューヨーク市地下鉄は24時間運行を再開すると発表。
  <a href="https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-new-york-city-subway-will-resume-24-hour-service-beginning-may-17">https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-new-york-city-subway-will-resume-24-hour-service-beginning-may-17</a>
- ・5月3日、5月19日より、イベント会場、小売業、食品サービス、フィットネスセンター、遊園地、ヘアサロン等のサービス業における入場人数制限のほぼすべてを解除すると発表。

https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-governor-murphy-and-governor-lamont-announce-significant-easing-covid-19

(ニュージャージー州) マーフィー知事のメッセージ(5月3日~5月7日)

・5月3日、5月19日より、ニュージャージー州とニューヨーク州では、最大収容率に基づいたほとんどの収容人数制限が削除されます。

6フィートのソーシャル・ディスタンスを維持するために必要なスペースを確保することの み制限されます。詳細は以下のサイトを参照ください。

https://nj.gov/governor/news/news/562021/approved/20210503a.shtml

・5月3日、屋内および屋外ビジネスのすべての収容人数制限の削除、屋内バーカウンター 席の使用禁止解除、および屋外の集会人数制限の削除などを含む制限の追加緩和を、5月7 日と5月19日の2つのフェーズに別けて実施すると発表。5月7日に発効する主な政令は 以下のとおり。詳細は以下のサイトを参照ください。

- -野外集会の上限は200名から500名に引き上げ
- 大規模な屋外会場の収容制限は 6 フィートの距離が維持されている限り、固定席 1、000 席以上の屋外の会場では、収容人数制限を 50%に引き上げ
- -特定の屋内アクティビティの最大収容人数は50%、最大250人に引き上げ
- 屋内バーカウンター席の使用禁止を解除

https://nj.gov/governor/news/news/562021/approved/20210503b.shtml

(ペンシルベニア州) ウォルフ知事のメッセージ(5月3日~5月7日)

・5月7日、ワクチン接種場所を下記ウェブサイトで検索できるようになったことを発表。 特定のワクチンの接種を希望する声があることを踏まえ、ワクチンごとに接種場所の検索 が可能となっている。

https://www.vaccines.gov/search

https://www.media.pa.gov/pages/health-details.aspx?newsid=1440

・5月4日、マスク着用の義務付けを除く各種制限(レストラン・バー、屋内外での集まり等に関する人数制限等)について、5月31日(月)午前0時1分をもって撤廃することを発表。ただし、郡・学区によってはより厳しい制限が継続される可能性がある。また、マスク着用の義務付けに関しては、18歳以上の者のうち70%以上がワクチン接種を完了した場合に撤廃するとの見通しを発表。

https://www.media.pa.gov/Pages/Health-Details.aspx?newsid=1437

(フィラデルフィア市)ケニー市長のメッセージ(5月3日~5月7日)

・5月7日、感染防止措置を同日より緩和したことを発表(主な内容は4月30日付領事メールをご参照ください)。

https://www.phila.gov/2021-05-07-city-provides-update-on-covid-19-for-friday-may-7-2021/

(デラウェア州) カーニー知事のメッセージ(5月3日~5月7日)

- ・5月4日、5月21日から適用される収容人数制限等の解除を含む主な規制の変更を発表。 詳細は以下のサイトを参照ください。
- レストラン、小売店等のすべての収容人数の制限を解除
- ーコロナウイルスの蔓延を防ぐため、屋内ではマスクの着用は引き続き必要
- -屋外では CDC によるマスク・ガイダンスに従う
- ーソーシャル・ディスタンスの要件は6フィートから3フィートに変更

https://news.delaware.gov/2021/05/04/governor-carney-dph-announce-major-changes-to-covid-19-restrictions/

(ウェストヴァージニア州) ジャスティス知事のメッセージ(5月3日~5月7日)

・5月5日、学校で12~15歳の子供にワクチンを提供する準備が整った旨発表。来週から接種を開始できる見込み。保護者の許可が必要。

https://governor.wv.gov/News/press-releases/2021/Pages/COVID-19-UPDATE-Gov-Justice-announces-WV-ready-to-offer-vaccines-to-children-ages-12-15-at-schoolsupon-federal-approval.aspx

(プエルトリコ準州) ピエールルイシ知事のメッセージ (5月3日~5月7日)

・5月6日、外出禁止の時間帯を深夜0時から午前5時までに短縮すること、店舗の営業を午後11時までとすること、学校での対面授業の再開を認めること、集まり・行事等における人数の上限を会場の定員の30%を上限とすること等を定めた行政命令を発出。5月10日(月)から5月23日(日)まで有効。

https://www.fortaleza.pr.gov/content/gobernador-anuncia-cambios-menores-orden-ejecutiva-para-atender-la-pandemia-por-el-covid-19

(米領バージン諸島) ブライアン知事のメッセージ (5月3日~5月7日)

・5月5日、期限が5月7日となっていた非常事態宣言を60日間(7月6日(火)まで) 延長する案をバージン諸島議会上院に提出。

https://www.vi.gov/governor-bryan-requests-extension-to-state-of-emergency/

## 【ジェトロ主催ウェビナーのご案内】

ジェトロ・ニューヨーク事務所では、米国でビジネスを行う日本企業(部品・部材のみならず消費財を含む製品の製造、輸入、販売を行う事業者)に向けて、「米国における化学品および製品や部品に含有する化学物質規制の最新動向と企業の実務対応について」と題したウェビナーを5月18日(火)に開催いたします。

米国では、企業が製品(化学品や化学物質を含む物品)を製造、販売、輸入する場合、環境保護庁(EPA)の定めた「有害物質規制法(TSCA)」や、「労働安全衛生法(OSHA)」といった法規制により定められた基準などに対応する必要があります。

本ウェビナーでは化学物質品と輸入に関する規制、許認可申請等を含めた法規制について最新の動向を含めて解説します。また、E-Commerce を使った米国への消費財輸入ビジネスも一層関心を集める中、企業がどのような対応を取るべきかについても事例を交えて解説します。

ウェビナー「米国における化学品および製品や部品に含有する化学物質規制の最新動向と 企業の実務対応について」

■日時:2021年5月18日(火)

11:00am~12:30pm (米国東部時間) / 10:00am~11:30am (米国中部時間) / 8:00am~9:30am (米国西部時間)

■主催:ジェトロ・ニューヨーク事務所

■講師: 玉虫完次 (エンバイロメント・ジャパン株式会社 (EJKK)代表)

## ■講師略歴:

米国 Vanderbilt University 化学専攻(分析化学専攻、物理化学副専攻)にて博士号を取得。米国ケミカルアブストラクツサービス(CAS)社、米国松下電器、P&Gファーイーストインク、エンバイロン社などの欧米環境・ケミカル・コンサルタント会社のシニアマネージャーを経て、2010年にエンバイロメント・ジャパン株式会社を設立し代表を務める。また、2014年から現在に至るまで JETRO 新輸出大国エキスパートならびにパートナーも務めている。

■定員:3,000名(要事前申込、参加費無料)

※事前登録いただいた方へ、アーカイブ動画へのアクセス方法を講演終了後数日中にご案内いたします。

■お申込み URL

https://register.gotowebinar.com/register/5784248513576154126

※ご登録される際、国名(Country)を日本(Japan)としても、州名が必須となっております。恐れ入りますが、米国以外からご参加いただく方は、何州でも構いませんのでおひとつクリックして頂きますようお願い致します。

■ウェビナーに関するお問い合わせ

担当:菊池、綿引、平本 E-Mail: rept3@jetro.go.jp

#### 【感染者数等に関する情報】

5月7日現在、当館管轄内における新型コロナウイルスの感染者数及び死者数は以下のと おりです。各州の地域別感染者数等については各リンク先をご参照ください。

・ニューヨーク州: 感染者数 2,050,859名、死者数 42,211名 ニューヨーク市: 感染者数 920,981名、死者数 22,135名

 $\frac{\text{https://covid19tracker.health.ny.gov/views/NYS-COVID19-Tracker/NYSD0HC0VID-19Tracker-Map?%3Aembed=yes&%3Atoolbar=no&%3Atabs=n}{}$ 

- ・ニュージャージー州: 感染者数 1,006,905名、死者数 25,769名 https://www.nj.gov/health/cd/topics/covid2019\_dashboard.shtml
- ・ペンシルベニア州: 感染者数 1,169,678名、死者数 26,494名

https://www.health.pa.gov/topics/disease/coronavirus/Pages/Cases.aspx

・デラウェア州: 感染者数 105,572名、死者数 1,629名 https://myhealthycommunity.dhss.delaware.gov/locations/state

- ・ウエストバージニア州: 感染者数 155,680名、死者数 2,719名 <a href="https://dhhr.wv.gov/COVID-19/Pages/default.aspx">https://dhhr.wv.gov/COVID-19/Pages/default.aspx</a>
- ・コネチカット州フェアフィールド郡: 感染者数 98,850名、死者数 2,169名 https://portal.ct.gov/Coronavirus/COVID-19-Data-Tracker
- ・プエルトリコ:感染者数 253,302名、死者数 2,250名

http://www.salud.gov.pr/pages/coronavirus.aspx

・バージン諸島: 感染者数 3、152名、死者数 27名

https://www.covid19usvi.com/?utm\_source=doh&utm\_medium=web&utm\_campaign=covid19usvi

## 【ビジネス関連情報】

・各州等のビジネス関連情報は以下をご覧ください。

https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/covid19-sb.html

・当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しております。

https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html

ご不明な点がありましたら当館までご連絡をいただきますようお願いします。(電話:212-371-8222)

## 【ご来館にあたっての留意点】

- ◎当館では新型コロナウイルスの影響下においても、在留邦人の皆様に可能な限り安全に 領事業務を継続的に御利用いただけるよう、ニューヨーク州及び市当局のガイドライン等 を踏まえて、待合室内の過密化防止の観点から予約制をとっておりますのでご留意ください。
- ◎待合室内の過密化防止の観点から、障がいのある方、高齢者及びお子様に同伴する場合等を除き、各種申請やパスポート受取等のためにご来館される際にはお一人でご来館いただきますようご協力を御願いいたします(過密化防止の観点から、お連れ様は外でお待ちいただく場合があります)。
- ◎限られた人員での対応となりますので、急を要しない案件については、後日、状況が落ち着いてからご来館をいただきますよう、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。
- 1 領事窓口の業務日

月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日(除、休館日)

2 受付時間

 $09:30\sim13:00$ 

(ビザ申請受付:12:00~13:00、ビザ交付:9:30~12:00)

予約制の詳細については当館ホームページをご参照ください。

https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-12-14.html

## 【医療関係情報】

・CDC はホームページ上で新型コロナウイルスの典型的症状として「熱、咳、息切れ」を挙げています。これらの症状があり、感染が疑われる場合は医療機関に電話で相談をした上で、医療機関の指示に従って受診してください (特定の医療機関がない場合には地元保健当局等 (NY 市の場合は 311) に電話してください)。

CDC ホームページ: https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html

・新型コロナウイルスに関する予防措置については以下のサイトをご覧ください。

https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html

・ニューヨーク市作成の新型コロナウイルスに関するファクトシート(発症した場合等の対応が日本語で記載されています)。

https://wwwl.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/coronavirus-factsheet-jp.pdf

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスまたは「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

## 【問い合わせ先】

在ニューヨーク日本国総領事館

299 Park Avenue, 18th Floor, New York, NY 10171

TEL: (212) -371-8222

HP: http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きを行ってください。

(変更) https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth

(停止) https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete

※「在留届」を提出した方で帰国、他国(州)へ転居された方は、以下のURLで帰国又は 転出届を提出願います。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login